

「確認表示板」の設置について

確認済証の交付を受けた建築物及び工作物の工事に着手するときは、工事現場の見やすい位置に、建築基準法による確認済であることを示す表示板を設置しなければなりません。違反した場合には罰則が科せられることもあります。

(建築基準法第 89 条)

表示板の様式は第六十八号様式による。(建築基準法施行規則第 11 条)

第六十八号様式

建 築 基 準 法 に よ る 確 認 済	
確 認 年 月 日 番 号	〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇〇〇号
確 認 済 証 交 付 者	
建 築 主 又 は 建 造 主 氏 名	
設 計 者 氏 名	■ ■ 建築士事務所 〇級建築士事務所 ※1 〇級建築士 □□ □□ ※2
工 事 監 理 者 氏 名	■ ■ 建築士事務所 〇級建築士事務所 ※1 〇級建築士 □□ □□ ※2
工 事 施 工 者 氏 名	■ ■ 会社 代表取締役 □□ □□
工 事 現 場 管 理 者 氏 名	■ ■ 会社 □□ □□
建 築 確 認 に 係 る そ の 他 の 事 項	

※縦25cm×横35cm以上で、木板、プラスチック板その他これに類するものとする。

※1 設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその名称及びその一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記入してください。

※2 設計者及び工事監理者が建築士の場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記入してください。

四日市市役所 都市整備部
建築指導課 建築安全係

TEL:059-354-8207 FAX:059-354-8404

kenchikushidou@city.yokkaichi.mie.jp